

三木市における今後の学校部活動及び 地域クラブ活動の展開についての意見書

**令和6年3月
三木市部活動の在り方検討会議**

目 次

はじめに	・・・	1
1 三木市における部活動の現状	・・・	2
2 「文化・スポーツ活動」を通して子どもたちに育成したいこと	・・・	3
3 地域クラブ導入の方向性	・・・	3
4 多様性のある「文化・スポーツ活動」の環境づくり	・・・	5
【資料】	・・・	6
① 意見書に関する参考資料	・・・	7
② 三木市部活動の在り方検討会議 設置要綱	・・・	9
③ 三木市部活動の在り方検討会議 委員名簿	・・・	11
④ 三木市部活動の在り方検討会議の開催経過	・・・	12

はじめに

学校における部活動は、文化・スポーツ活動に興味・関心のある生徒が自主的に参加し、教師等の指導の下、学校教育の一環として行われてきました。部活動は、体力や技能の向上を図る目的以外にも、活動を通してよりよい人間関係づくりを行ったり、自己肯定感や責任感、連帯感などを育んだりするなど、生徒の多様な学びの場としての教育的意義を有しています。

しかしながら、少子化が進展する中、学校における働き方改革などの観点を含め、従前と同様の体制で部活動を運営することは難しくなっている現状があります。

これらの課題を踏まえ、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する議案に対する付帯決議」（衆・令和元年11月、参・令和元年12月）において、「部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること」と指摘され、令和2年9月には、スポーツ庁の「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」において、「令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が部活動の指導に従事しないこととする」と示されました。

また、学校部活動の地域連携並びに地域スポーツクラブ活動への移行に取り組むべく、スポーツ庁及び文化庁のガイドラインが、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」として統合され、令和4年12月に示されました。これらの動きを受け、全国各地域で「今後の部活動の在り方」についての検討が進められています。

三木市も例外ではなく、生徒数が減少するとともに、入部率も年々減少しています。また、合同チームでの大会への参加等の状況が見られます。生徒の希望に応えられる文化・スポーツ活動を、学校だけで担っていくのは今後ますます難しい状況になっていくと想定されるため、持続可能な部活動の在り方を早急に検討していく必要があります。

そこで、三木市部活動の在り方検討会議は、三木市における持続可能な部活動の在り方や地域クラブ活動の展開について協議し、「意見書」としてまとめることを目的として設置されました。これまでに5回の協議を重ね、文化・スポーツ活動を通して子どもたちに育成したい力や、地域クラブ導入の方向性等々について、忌憚のない意見交換を行ってきました。

本意見書が、子どもたちにとって望ましい文化・スポーツ環境を構築するため、三木市の地域性を生かしたクラブ活動の実現に向けて活用されることを期待しています。

令和6年3月

三木市部活動の在り方検討会議 会長 森 田 啓 之

1 三木市における部活動の現状

(1) 生徒の部活動参加状況に関する現状

【運動部に関すること】

① 三木市の中学校では、学校単位での活動や大会参加が難しくなっており、チームの人数が不足する場合は、学校間で合同チームを作っている。

※ 令和5年度からは、中学校体育連盟の合同チームの条件が緩和され、チームの人数が足りていても、条件さえ合えば、合同チームでの参加が認められるようになった。以前は、その都度異なる学校とチームを編成する必要があるという課題があった。

(例) 令和3年度は、新人体育大会において、野球とサッカーが2校合同のチームで参加した。令和4年度は、総合体育大会において、サッカーとソフトボールが2校合同のチームで参加した。また、令和4年度の新人大大会以降は、野球とサッカーが、3校合同のチームで参加した。

② 学校の部活動に、希望する活動がない場合、他校の部活動に参加するケースがある。

※ 令和5年度からは、拠点校の部活動に参加し大会に出場することも可能となった。

【文化部に関すること】

吹奏楽部では、部員の減少が続き、特に令和元年度以降、顕著な減少が見られる。その他の文化部には大きな変化は見られない。

【地域でのクラブ活動等に関すること】

地域のクラブ活動（サッカーや体操、ダンス等）への参加や学校部活動との両立を選択する生徒が増えており、令和4年度には2割程度の生徒が地域のクラブ活動に参加していた。

(2) 教職員の部活動指導に関する現状

① 教職員の献身的な勤務により部活動が維持されてきたが、働き方改革の観点から指導負担の軽減が必要である。

② 部活動指導後の夜間勤務や休日の指導は困難であり、一部の教職員は家庭の事情などで指導に参加できない。

③ 競技経験のない教職員の負担軽減のため、外部から部活動指導員・指導補助員を招聘し、専門的な指導を行っているが、人材確保に課題がある。

2 「文化・スポーツ活動」を通して子どもたちに育成したいこと

学校の部活動は、制度上は「自主的な活動」とされているが、実際には指導者主導の傾向があり、本来の意味が失われているという課題もある。部活動の在り方の見直しをきっかけに、改めて「部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われること」を再確認する必要がある。

地域クラブ活動においても、生徒の自主的な学びの場を重視し、指導者は伴走者として支援すべきである。地域クラブ活動への理解と関わり方を、学校関係者や地域、市民に伝える必要がある。

文化・スポーツ活動を通じて子どもたちが幸福で豊かな生活を築くためには、自主的な活動を促進し、子どもたちの意見を尊重する支援体制を構築することが重要である。文化・スポーツ活動を通して子どもたちに育成したいことを、以下にまとめる。

(1) 人としての豊かな成長

- ・チャレンジや楽しさを通じて、自己肯定感や充実感を養う。
- ・表現活動やスポーツを通して感性や創造力を伸ばし、個性や能力を発展させる。

(2) 多様な人々との繋がりの中での成長

- ・文化・スポーツ活動を通じて異年代との交流を深め、社会的自立の基盤を築く。
- ・地域活動への参加で社会的自覚や参画意欲を高める。

(3) 共に行う健康的なライフスタイルづくり

- ・文化・スポーツに対する興味を育てる。
- ・健康と体力の維持をめざし、事故やけがを予防する能力を養う。

3 地域クラブ導入の方向性

文化・スポーツ活動は、学校の部活動から地域クラブへ移行していくことになる。これまでの学校教育の一環としてではなく、社会教育や生涯学習の一環として捉える必要がある。

三木市の文化・スポーツ振興の一つとして、中学生を対象にしたクラブ活動の地域展開を考え、年度ごとに具体的な取組を設定する必要がある。地域クラブ活動を支援する制度設計を行う上での留意点を、以下にまとめる。

(1) 活動内容や方法

- ・三木市における子どもたちのニーズに応じた活動プログラムの充実が重要である。
- ・活動人数や指導者、活動場所等の条件により、地域単位や市全域単位での活動を検討する。

(2) 活動費用

- ・活動場所への移動手段や費用に関して、子どもたち及び保護者の不安や懸念が低減されるよう、検討する。
- ・活動参加費用は、原則として受益者負担となるが、持続可能な地域クラブ活動の支援策を検討する。

(3) 教職員の参加

- ・地域クラブでの指導を希望する教職員が、地域の一員として活動に参加できる仕組み（兼職兼業制度等）を整備する。
- ・教職員が地域クラブで指導に参加する際、その役割が教職員としての職務ではなく、別の立場であることを周知し、理解を促進する。
- ・地域クラブでの指導や活動立ち上げを希望する教職員が参加しやすくするためには、部活動との兼ね合いを考慮し、平日・休日の活動を一括して地域クラブ化する。

(4) 地域移行の実施時期

- ・情報収集と現状把握を通じて、準備を十分に整え、総合的な判断から三木市の地域移行完了の年度を決定し、先延ばしすることなく、課題解決に取り組む。
- ・地域移行の実施時期は年度途中も視野に入れ、生徒の実態から最適な時期を判断する。

(5) 組織の運営

- ・地域クラブ展開においては、担当組織を設置し、指導者の登録や派遣及び研修、地域クラブの調整・登録、個人・団体への支援などのマネジメント業務を行う。
- ・子どもたちのニーズに対応するため、子どもたちの意見を集約し反映することができるような体制づくりを検討する。

4 多様性のある「文化・スポーツ活動」の環境づくり

三木市における部活動の地域移行は、現行の学校部活動をそのまま踏襲することではない。学校部活動は、大会やコンクールに向けた活動を中心として、平日4日と休日1日の計5日間行われている。

しかし、この活動形態を地域で同じように実現するのは極めて困難であるということを、生徒、保護者や地域の住民、市民全体が理解する必要がある。

新たな地域クラブ活動の展開として、多様性のある文化・スポーツ活動の環境づくりを行う上での留意点を、以下にまとめる。

(1) 地域クラブ活動を中心にした持続可能な「文化・スポーツ活動」

- ・全ての学校部活動を地域で同様に維持するのは難しいが、可能な限り子どもたちのニーズに応えられるプログラムを確保する。
- ・地域クラブの活動範囲は、活動内容や指導者の数によって異なる。三木市として現状を把握し、必要な体制を整える。

(2) 「部活動の地域移行」ではなく、「地域と共につくるクラブ活動」

- ・地域で文化・スポーツ活動の環境を整備することで、中学生だけではなく参加者を拡大し、幅広い年齢層が一緒に参加できるような活動を提供することについても検討する。

(3) 子どもたちの興味関心に応えるための地域資源の活用

ア 活動プログラムの充実

- ・様々な活動が楽しめるマルチクラブや、気軽に参加できる居場所を提供する地域クラブ、技術面の向上をめざしたレベル別のクラブ等、子どもたちのニーズに合った多様なクラブの在り方が考えられる。
- ・一人の生徒が一つのクラブだけに所属するのではなく、多様なクラブに参加することで、様々な文化・スポーツ活動の経験ができるような地域クラブの在り方を考える。
- ・地域クラブの在り方の一つとして公民館活動などの社会教育において、対象者の範囲を広げていくことを検討する。
- ・三木市は自治体で初めて日本プロゴルフ協会と連携協定を結んでおり、プロに教えてもらう環境ができています。例えば、ゴルフクラブ等、三木市ならではの資源を生かした地域クラブの展開を考える。

イ 指導者の確保

- ・地域クラブについて、受け入れ可能な団体を見つけたり、新たな地域クラブを設立したい団体の募集を行ったりする方法を検討する。

ウ 広報の必要性

- ・地域団体等に丁寧に説明するなど、啓発活動を行う。

資 料

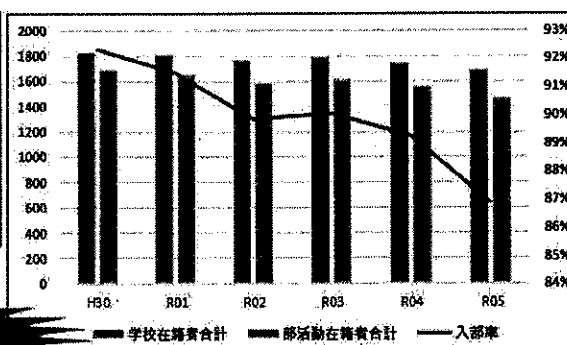
① 意見書に関する参考資料	．．． 7
② 三木市部活動の在り方検討会議 設置要綱	．．． 9
③ 三木市部活動の在り方検討会議 委員名簿	．．． 11
④ 三木市部活動の在り方検討会議の開催経過	．．． 12

三木市における部活動の現状

人口減少に伴い、子どもたちの1人1人の希望に応える「文化・スポーツ活動」を、学校だけで担っていくのは今後ますます難しい状況になっていくと想定される。

三木市の中学校における部活動在籍人数

	H30	R01	R02	R03	R04	R05
学校在籍者 (人)	1828	1806	1763	1790	1740	1686
部活動在籍者 (人)	1688	1652	1584	1612	1553	1465
入部率	92%	91%	90%	90%	89%	87%



6年間で生徒数は約140人減。入部率は5%減
今後も生徒は年々減少し続ける予想となっている。

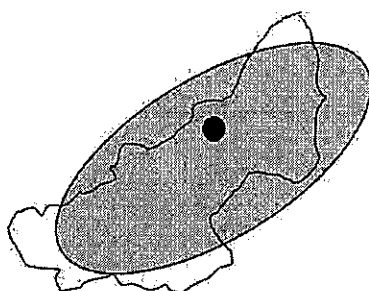
子どもたちの「やってみたい!」という思いを尊重し、部活動が存続できるよう、学校では合同チームを作るなどの工夫をしているが、学校単位での活動は難しくなっている現状がある。



活動地域については種目により変更

〔例1〕

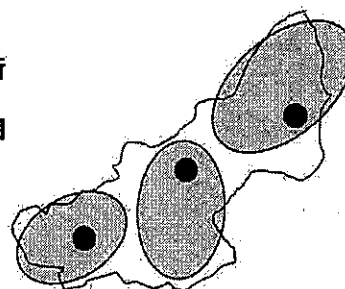
- ・活動人口が少ない
 - ・活動するのに多くの人数がいる
 - ・活動場所の確保が困難
 - ・指導者確保が困難
- 市全域単位での活動



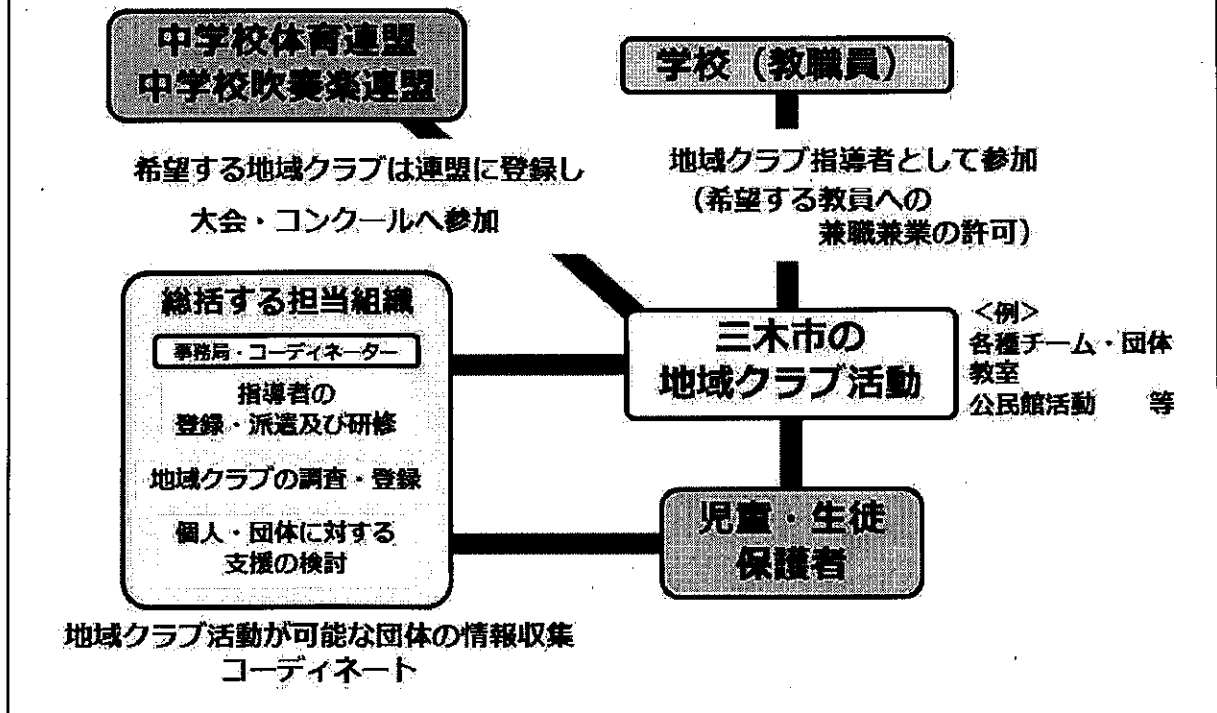
〔例2〕

- ・活動人口が多い
 - ・少ない人数でも活動できる
 - ・活動場所は十分に確保できる
 - ・指導者を十分に確保できる
- 活動地域は複数

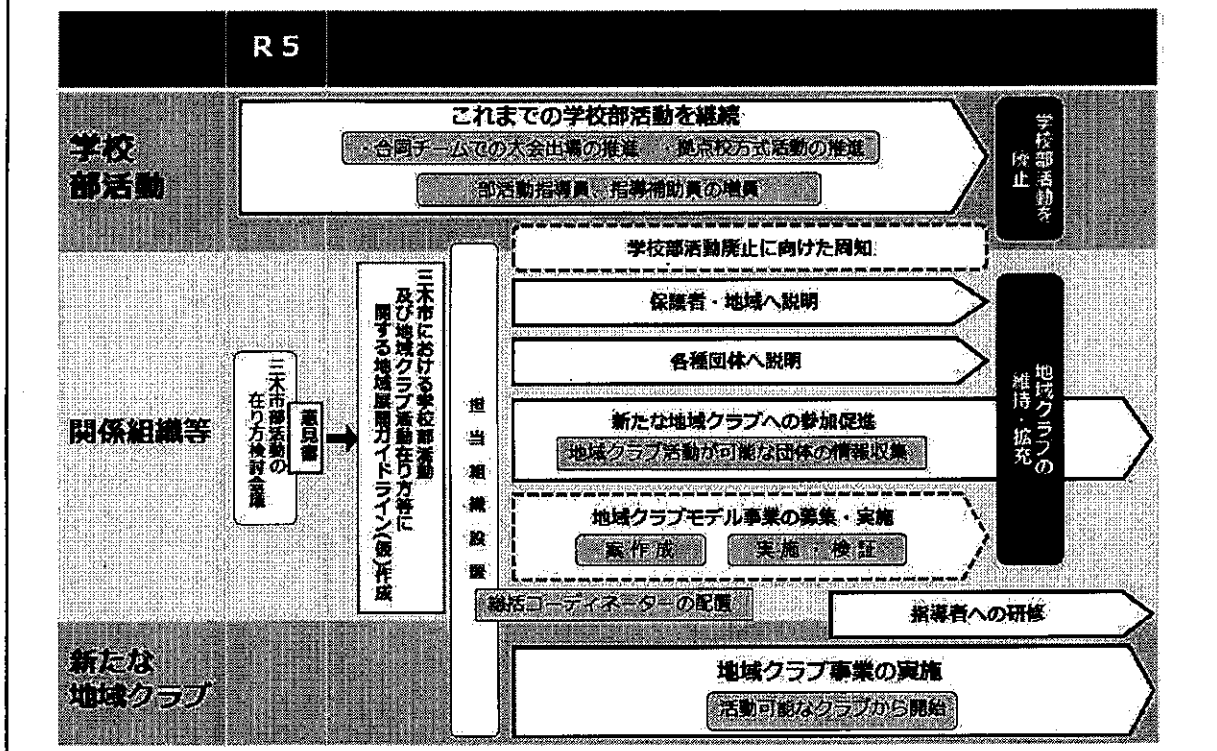
● : 活動場所
○ : 募集範囲



地域クラブ導入の方向性



三木市における学校部活動及び地域クラブ活動の展開イメージ案



三木市部活動の在り方検討会議設置要綱

(設置)

第1条 国の「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」を踏まえ、「三木市の設置する中学校の持続可能な部活動の在り方」や「休日の部活動の段階的な地域移行等」(以下これらを「部活動の在り方等」という。)について検討するため、三木市部活動の在り方検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 部活動の現状と課題に関すること。
- (2) 今後の部活動の在り方等の検討に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、部活動の在り方等の検討に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 専門的知見を有する者
- (2) 市内のスポーツ及び文化団体の代表者
- (3) 学校関係者
- (4) 市立学校に在籍する児童及び生徒の保護者の代表者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が特に必要と認める者

3 検討会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

4 会長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定により委嘱した日から令和6年3月31日までとする。

2 委員が、前条第2項に掲げる者に該当しなくなったときは、委員の職を失うものとする。この場合において、教育委員会は、これに代わる者を委員として委嘱し、当該委員が前任者の残任期間を務めるものとする。

(会議)

第5条 検討会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

(関係者の出席)

第6条 検討会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もま

た同様とする。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、教育振興部学校教育課並びに教育総務部教育総務課及び文化・スポーツ課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

三木市部活動の在り方検討会議委員

	区 分	名 前	備 考
1	専門的知見を有する者	森田 啓之	兵庫教育大学大学院 学校教育研究科教授
2	市内のスポーツ団体の代表者	岸本 博介	スポーツ協会理事長
3	市内のスポーツ団体の代表者	井上 薫	(公財)スポーツ振興基金理事
4	市内の文化団体の代表者	石田 親吾	三木市吹奏楽連盟理事
5	市内の文化団体の代表者	松村 正和	三木市合唱連盟会長
6	学校関係者	前田 義典	小・特別支援学校校長会代表
7	学校関係者	生田 淳仁	中学校校長会代表
8	学校関係者	坂田 直裕	中体連代表校長
9	学校関係者	沖 徹也	運動部顧問代表
10	学校関係者	大橋 純子	文化部顧問代表
11	保護者の代表者	藤枝 広起	三木市連合 PTA 理事

三木市部活動の在り方検討会議の開催経過

月日	主な内容
第1回検討会議 7月27日(木)	○委員委嘱 ○三木市部活動の在り方検討会議設置の目的 ○今後の取組内容(意見書の作成等)や予定について情報共有
第2回検討会議 9月29日(金)	○意見書に盛り込む内容について協議、意見集約① ・三木市における今後の学校部活動の在り方について ・三木市における持続可能な文化・スポーツ振興と地域クラブ活動の展開について
第3回検討会議 11月2日(木)	○意見書に盛り込む内容について協議、意見集約② ・三木市における今後の学校部活動の在り方について ・持続可能な文化・スポーツ振興と地域クラブ活動の展開に向けて、三木市の現状からできることについて
第4回検討会議 1月18日(木)	○事務局から意見書(案)を提示 ・意見書(案)について、委員から意見集約
第5回検討会議 3月18日(月)	○意見書の決定 三木市教育委員会：「三木市における文化・スポーツ活動の地域展開についての意見書」の受領